ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

(ｲ)　代表者の配置する技術者については、平成７年度以降に、上記６(5)イ本文に掲げる工事の架設工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成７年度以降に、上記６(5)イ本文に掲げる工事の(ｱ)及び(ｲ)の架設工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6)　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(7)　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

(1)　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写）１部

(2)　申請書類の作成に用いる言語　日本語

(3)　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

(1)　共同企業体の名称は、付替市道白銀橋上部第１工区○○△△××特定建設工事共同企業体とする。

(2)　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3)　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

競争参加者の資格に関する公示

武山(22)講堂新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 22 年 11 月 24 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　深山　延暁

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　武山(22)講堂新設建築その他工事

2　工事場所　神奈川県横須賀市

3　工事概要

・講堂（鉄筋コンクリート造２階建て／延べ面積約3,250㎡）新設（内部仕上げ工事を除く）

4　工期　平成25年１月31日まで

5　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

(1)　交付期間　平成22年11月24日から平成23年２月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

なお、紙による交付は午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）

(2)　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒231－0003　神奈川県横浜市中区北仲通５－57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045－211－7143

(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

(1)　提出期間　平成22年11月24日から同年12月13日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成22年12月13日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

(2)　提出場所　上記５(2)に同じ。

(3)　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　平成21・22年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　工事経歴書（下記７(2)アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

(4)　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成22年12月13日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

(1)　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2)　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で地上２階以上かつ延べ面積が１棟当たり3,000㎡以上の新設工事を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20%以上であったものに限る。）を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。